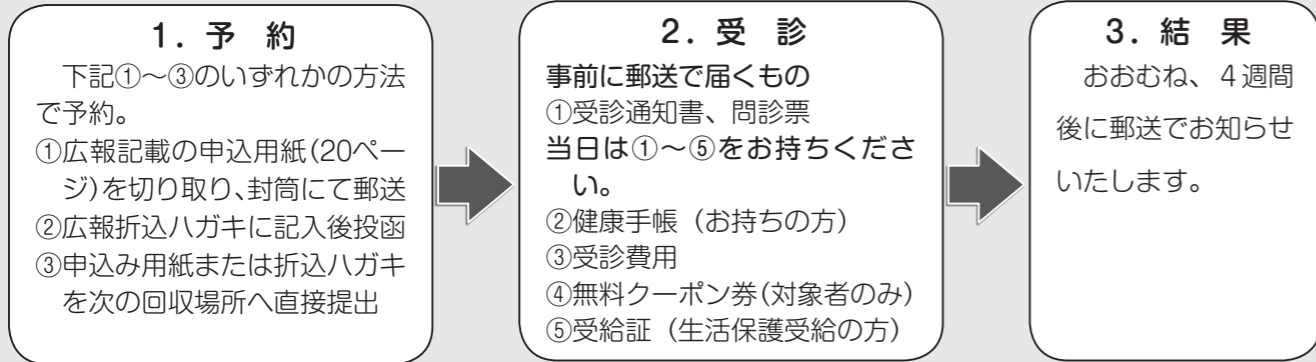


# 8月は婦人科検診の申し込み期間です

**8月29日(水)**までに  
お申し込み  
ください

6月から特定健康診査、7月から個別がん検診が始まりましたが、受診されましたでしょうか。8月からは「婦人科検診」の申し込みが始まります。こちらは複数の検診を同時に受けることができます。ご自身の健康のためにも、ぜひこの機会にご利用ください。  
※すでに個別がん検診で子宮・乳がん検診を受診された方は申し込みできません。

## ◆ 婦人科検診の受け方 ◆



※回収場所：健康いきいき課・ふれあい交流センター・生き生きふれあいプラザやすらぎ・知識の森図書館・B&G海洋センター

## ■ 婦人科検診 ■

種別	対象	受診費用 (生活保護受給の方は無料)	実施日 実施場所
乳がん (注1)	1、エコー(超音波)	1,000円	10月17日(水)・健康増進センター
	2、マンモグラフィ(乳房X線)(注2)		10月20日(土)・健康増進センター
子宮頸がん	20歳以上の女性	500円	10月29日(月)・健康増進センター
骨密度	20歳以上の女性	400円	

(注1) 1か2どちらかを必ず選んでください。(注2) 30歳～49歳の方は2方向、50歳以上の方は1方向の撮影となります。

問合せ 健康いきいき課 健康管理担当 ☎62-0716

## ★申し込み方法

婦人科検診は、①裏面(20ページ)の申込み用紙 又は ②折込ハガキ どちらでもお申し込みいただけます。

①裏面(20ページ)の申込み用紙を使用する場合は、お手数ですが、切り取ってご使用ください。

記入漏れがないか確認後、封筒に入れて郵送してください。

②折込ハガキを使用する場合は、記入漏れがないか確認後、そのまま投函してください。

●申込み用紙、折込ハガキ どちらの場合でも、下記の回収場所に直接提出いただけます。

※回収場所：健康いきいき課・ふれあい交流センター・生き生きふれあいプラザやすらぎ・知識の森図書館・B&G海洋センター

## 婦人科検診申込み用紙記入例

連絡先は必ずご記入ください！

住所：嵐山町 杉山1030-1

日中連絡可能な電話番号：62-0716

氏名(ふりがな)：あらしやま はなこ  
**嵐山花子**

希望の検診に○をしてください。  
① 乳がん(エコー) ○  
② 乳がん(マンモグラフィ) ○  
③ 子宮頸がん ○  
④ 骨密度 ○

希望日程1つに○をしてください

10月17日(水)：健康増進センター  
10月20日(土)：健康増進センター  
10月29日(月)：健康増進センター  
いつでも可能

希望の検診に○をしてください。乳がん検診は1か2どちらか選択してください。

左記の記入例を参考にご記入をお願いします。  
□生年月日  
□電話番号  
□希望の検診項目に○をしているか  
□希望日程が複数ないか以上の項目をチェック後投函してください。

※希望日が定員に達した場合は、別の日をご案内させていただくことがありますので、ご了承ください。  
※必要書類等は9月下旬に発送予定ですので、希望日の数日前になっても通知がない場合は、ご連絡ください。

## 町民課 契約保養施設をご利用ください

町では、県国民健康保険団体連合会を通じて、42都道府県421か所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます(年度内2泊まで)。  
契約保養施設をご利用になる場合、町民課保険・年金担当窓口にお越しください。利用券及び助成券を発行します。日程や参加者などが決まりましたら申請してください。  
発行された利用券及び助成券をお持ちのうえ、保養施設をご利用いただく、宿泊代金精算の際に、1泊大人1名当り3,000円が差し引かれます。  
なお、この利用券及び助成券は旅行会社を利用したパック旅行にはご利用できませんので、ご注意ください。  
問合せ 町民課 保険・年金担当 ☎62-2154

## 川越年金事務所 国民年金保険料の後納制度が9月で終了します

後納制度とは、納付期限から2年が経過し納められなくなった国民年金保険料について、過去5年分まで納めることができる制度です。この後納制度が9月で終了します。ご利用の方は、9月28日(金)までにお近くの年金事務所まで申し込みの手続きを行ってください。  
詳しくは、専用ダイヤルまたはお近くの年金事務所にお尋ねください。ご自身の年金記録についても、ねんきんネットでもご確認ください。  
問合せ 国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-0111-050 (050または070の電話からおかけになる場合は031673112015)  
川越年金事務所 免除された国民年金保険料は後から納めることができます

免除等の承認を受けた期間について後から保険料を納めることができます。  
注意事項  
・追納ができるのは過去10年以内に免除等が承認されている期間に限られます。  
・免除等の承認を受けた翌年度から起算して3年度目以降の保険料を追納する場合は、当時の額に一定の加算がされます。  
なお、老齢基礎年金の受給権者については、保険料の追納をすることができませんので、ご注意ください。  
問合せ 川越年金事務所 ☎049-1242-2657

## 川越年金事務所 国民年金保険料の前納制度をご利用ください

国民年金には、一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納」制度があります。  
前納制度には、納付書で納める方法、クレジットカードで納める方法(一部対象とならないカードもあります)、口座振替による方法があり、事前の申し込みが必要です。  
なお、前納した人が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。

	前納額(30年度)	割引額	申込期限	引落日※
2年(24か月分)前納	377,350円	15,650円	2月末日まで	4月末日
1年(12か月分)前納	191,970円	4,110円		
半年(6か月分)前納	96,930円	1,110円	前納分(4～9月分)	
			2月末日まで	4月末日
			後納分(10～3月分)	
			8月末日まで	10月末日

○口座振替で納める場合

	前納額(30年度)	割引額	申込期限	納期限※
2年(24か月分)前納	378,580円	14,420円	2月末日	4月末日
1年(12か月分)前納	192,600円	3,480円		
半年(6か月分)前納	97,240円	800円	前納分(4～9月分)	
			2月末日	4月末日
			後納分(10～3月分)	
			8月末日	10月末日

○納付書・クレジットカードで納める場合

問合せ 川越年金事務所 ☎049-1242-2657